

○高浜市生活困窮世帯等の子どもに対する学習等支援事業実施要綱

平成27年9月1日

改正 平成28年4月1日

平成29年4月1日

平成30年4月1日

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第6条第1項第4号並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条の5第1項第2号及び第31条の11第1項第2号の規定に基づき市が実施する生活困窮世帯等の子どもに対する学習及び生活習慣の習得の支援を行う事業（以下「事業」という。）について、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(平成30年4月1日・全改)

(定義)

第2条 この要綱において「生活困窮世帯等」とは、次の各号のいずれかに該当する世帯をいう。

- (1) 生活困窮者自立支援法第2条第1項に規定する生活困窮者の属する世帯
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている世帯
- (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は同項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの属する世帯

(平成30年4月1日・全改)

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、市とする。ただし、次に掲げる要件を満たす者であって、社会福祉法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人その他市長が適当と認めるものに、市が直接行うこととされている事務を除き、事業の全部又は一部を委託して実施することができる。

- (1) 事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施できること。

- (2) 事業の趣旨を十分に理解していること。
- (3) 事業を健全に遂行するに足りる人員及び財政的基礎を有すること。
- (4) 子どもに対する学習及び生活習慣の習得の支援並びに相談支援の実績があること。
- (5) 個人情報 の取扱いについて、適切な保護措置を講じていること。
- (6) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者
 - ウ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第5条第1項に規定する暴力主義的破壊活動を行った者
 - エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者
 - オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
 - カ 破産者で復権を得ない者
 - キ 役員のうちアからカまでのいずれかに該当する者がある者
 - ク アからキまでに掲げる者のほか、その行った事業（過去5年以内に行ったものに限る。）に関して関係法令の違反その他の不適切な行為をした等の理由により、事業を行わせることが不適切であると認められる者

(平成30年4月1日・一部改正)

(対象者)

第4条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、原則として、市内に居住する生活困窮世帯等に属する子どもであって、小学校、中学校又は高等学校等に在学する児童（小学4年生から6年生までの者に限る。）、生徒又は学生とする。

(平成28年4月1日・平成30年4月1日・一部改正)

(事業の内容)

第5条 事業の内容は、学習支援教室の開催及び運営を通じた次に掲げる支援（以下「学習等支援」という。）を行うものとする。

- (1) 基本的な生活習慣の習得支援及び生活指導並びに学習習慣の定着のための学習支援
- (2) 子どもの居場所の提供、進路相談及び保護者に対する養育支援
- (3) その他市長が貧困の連鎖の防止に資すると認める支援

2 学習等支援は、高浜市子ども健全育成支援員設置規則（平成27年高浜市規則第15号）に基づき高浜市福祉事務所に置く子ども健全育成支援員と緊密に連携しつつ、実施するものとする。

(平成30年4月1日・一部改正)

(職員等の配置)

第6条 事業の実施に当たって、第3条の規定により事業の全部又は一部の委託を受けたもの（以下「受託者」という。）が置くべき職員等及びその員数は次のとおりとする。

- (1) 事業の実施責任者 1名
- (2) 学習等支援を行う職員（以下「運営スタッフ」という。）
1名以上
- (3) 生活習慣の習得の支援を行う市内在住の職員 1名以上
- (4) 学習等支援を行うボランティア（以下「学習等支援ボランティア」という。）事業を効果的に実施するために必要な員数

2 事業の実施責任者及び運営スタッフは、子どもの学習支援及び健全育成支援等について理解及び熱意がある者であって、学習等支援を適切に行うことができる人材とする。

(平成30年4月1日・一部改正)

(学習等支援ボランティアの育成等)

第7条 受託者は、事業を効果的に実施するため、必要に応じて学

習等支援ボランティアの募集及び採用を行うとともに、学習等支援ボランティアに対して、事業の実施に関する研修プログラムを策定し、これに基づき、教育研修を実施するものとする。

(平成30年4月1日・一部改正)

(実施施設)

第8条 事業は、原則として、市内の公共施設その他の事業を実施するために適当な施設において実施するものとする。ただし、対象者の状況等を踏まえた上で、必要に応じて、運営スタッフがその居宅を訪問して事業を実施することができる。

(平成30年4月1日・一部改正)

(実施日数及び実施時間数)

第9条 受託者は、学習等支援を少なくとも毎週1回以上実施するものとする。この場合において、1回あたりの実施時間数については、原則として3時間以上とし、市長と受託者が協議して定めるものとする。

(平成30年4月1日・一部改正)

(利用申込及び利用決定)

第10条 事業の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)の保護者は、高浜市学習等支援事業利用申込書(様式第1。以下「申込書」という。)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申込書を受理したときは、利用希望者の事業の利用の適否を審査するものとする。

3 市長は、前項による審査の結果、利用希望者が事業を利用することが適当であると判断したときは、当該利用希望者を事業の利用者(以下「利用者」という。)と決定(以下「利用決定」という。)し、高浜市学習等支援事業利用承認通知書(様式第2。以下「承認通知書」という。)により、当該利用希望者の保護者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により利用決定を行った場合は、遅滞なく第1項の申込書及び前項の承認通知書の写しを受託者に送付するものとする。

5 市長は、第2項の規定による審査の結果、利用希望者が事業を利用することが不適當であると判断したときは、その旨を高浜市学習等支援事業利用不承認通知書(様式第3)により、当該利用希望者の保護者に通知するものとする。

(利用申込の特例)

第11条 前条の規定にかかわらず、市長が別に定める期間においては、利用希望者は受託者を經由して市長に行う簡易な利用登録により、暫定的に前条第3項の利用決定を受けたものとみなす。

2 受託者は、前項の利用登録を行った利用希望者の名簿を作成し、市長に提出するものとする。

(利用料等)

第12条 事業の利用料は無料とする。ただし、食材料費等については、やむを得ない場合を除き、利用者の実費負担とする。

(平成30年4月1日・一部改正)

(実施状況の報告等)

第13条 受託者は、利用者ごとに学習支援教室等の参加状況を記録するとともに、毎月、事業の実施状況を高浜市学習等支援事業実施状況報告書(様式第4)に記録し、別に定める日までに市長に報告しなければならない。

2 受託者は、利用者が学習支援教室等に長期にわたり参加しないときは、その理由を利用者本人及び保護者から聴取するものとする。

(平成30年4月1日・一部改正)

(秘密の保持)

第14条 受託者は、事業の実施により知り得た情報について、個人情報保護及び漏えい防止に関して周知徹底を図らなければならない。

2 受託者の役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。委託業務が終了した後においても同様とする。

(緊急時対応等)

第15条 受託者は、事業の実施に関して、事故その他の緊急事態等が発生した場合は、速やかに保護者及び市の担当者に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

(実施状況の聴取)

第16条 市長は、必要に応じて、受託者から事業の実施状況について聴取を行うことができる。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要

な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年4月1日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日）

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（高浜市ひとり親家庭の子どもに対する生活・学習支援事業実施要綱の廃止）

2 高浜市ひとり親家庭の子どもに対する生活・学習支援事業実施要綱（平成28年6月9日施行）は、廃止する。

様式第2（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

高浜市長 印

高浜市学習等支援事業利用承認通知書

年 月 日付けで申請のあった高浜市学習等支援事業の利用については、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

1. 利用対象者

2. 利用承認期間

年 月 日 ～ 年 月 日

様式第3（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

高浜市長 印

高浜市学習等支援事業利用不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった高浜市学習等支援事業の利用については、下記の理由により、不承認といたしましたので通知します。

記

（不承認の理由）

様式第4（第13条関係）

高浜市学習等支援事業実施状況報告書
（ 年 月分）

1. 学習等支援事業の利用決定者数（1日現在）

学年		利用決定人数				合計
		生活保護 受給世帯	就学援助 受給世帯	母子又は 父子家庭	その他	
小学校	4年生					
	5年生					
	6年生					
中学校	1年生					
	2年生					
	3年生					
高等学校等	1年生					
	2年生					
	3年生					
	4年生※					
その他						
合計						

※定時制課程又は通信制課程の高等学校の場合

2. 学習支援教室及び居場所の提供の実施状況

実施日	実施内容	参加人数											合計	
		小学校			中学校			高等学校等				その他		
		4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生	1年生	2年生	3年生	※4年生			

※定時制課程又は通信制課程の高等学校の場合

3. その他の支援の実施状況

実施日	実施内容

様式第1 (第10条関係)

(平成29年4月1日・平成30年4月1日・一部改正)

様式第2 (第10条関係)

(平成30年4月1日・一部改正)

様式第3 (第10条関係)

様式第4 (第13条関係)

(平成30年4月1日・全改)